





て、いやしくも自由裁量に属する处分に関しましては、裁量権の範囲内の处分であれば、違法という判断は、つまり司法裁判所から消極的な判断は受けないのが当然なんあります。ただ、その場合に、本条において、裁量権の範囲をこえた場合に限るとしても、形式的には、裁量権の範囲ではあっても乱用している場合はどうかと、こうやっておきますので、おそらくまた判例でも、そういった条文の場合には、形式的な裁量権の範囲であっても、乱用に当たる場合には違法だといふ判決例が出ることが予想し得ますから、本來からいえば、裁量権の範囲をこえた場合だけを本条に扱つておけば十分だと私どもも考えたのでありますけれども、そのところはなお、形式的には裁量権の範囲ではあっても、乱用している場合は違法であると、取り消すことができるというように、解釈を容易にするために、あるいはまた、処分を受けた者の利益を明文をもつて保護するためについたのであります。具体的な事案にわらなければ、この乱用というものがどういうふうに作用するようになってくるか、抽象的には、必ずしも乱用ではないのだと、私が言います。理論的に申しますならば、裁量権の範囲ではあるのだが、乱用という場合も違法の判断を受ける、処分を取り消しを免れないのだということがありました。なおかつ、形式的には、

権の乱用ということの解釈が、判例なりあるいは学説等によつて、今後も多分あります。ただ、その場合には、裁量権の範囲をこえる場合、あるいは範囲から見てきついよ

う場合もあるうと思いますが、たゞ、普通の感じとしては、乱用といいます場合もあろうと思いますが、たゞ、やはり行政が相当意識的でない場合が予想されるわけなんです。いや、そういうふうに窮屈に考へない合なことをやっている、こういったよ

のだということになるかならぬかは、

今後の問題ですね。

そこで私は、たとえば西獨の行政裁

判所法の百四十四条を三十条と比較してみたのですが、この西獨法の場合に

は、「裁量の法律上の限界をこえ」、まあ

これは日本の場合と一緒ですが、その

あとが違うわけです。すなはち、「また

は授権の目的に適合しない方法で裁量

が行使された」とあります。だから、

行政官庁にまかされている使命とい

ますが、任務に適合しないような方法

で裁量が行使された、こういう表現を

使っている。これは、もちろん私は、

行政官庁にとっては、許可不許可の裁量権を

はまだ不公平だ。こういうような場合

には、本人としては別に悪意等はない

わけですね。しかし、結果から見ては

うだと、結果から見て、そういう場合

には、これが裁量権の範囲をこえてい

るのは言えないと思う。しかし、それ

はやはり乱用という言葉を広く解釈し

て、乱用であるとして、取り消し訴訟

の対象にできるかどうか、そういう点はどうです。

は、本当にどうですかね。まあ個々の具体的な

事案にすれば、各関係者がいろいろ主

張して、適切な結論も出るかもしれ

ないかと思うのですが、立法としては、も

う少し幅のある規定の仕方が適当では

ないかと思うのですが、事務総長も来

られましたが、なお、法務局長も来られました。

たようですが、ちょっと御意見を参考に聞かしていただきたいと思いま

す。どうぞ事務総長から。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人

君) ただいま亀田委員の御質問で、

主觀的に害する意図があるということ

がはっきりいたしますと、これはもう

乱用になると想います。結局そういう

意図がなくして、抽象的に、主

觀的意図がないから直ちに乱用とい

ることは考えられない、ということを言え

ます。しかしながら、いつの間にかそういう意図まで

心配しておるような、主觀的な意図は

ないけれども、結果としてははなはだ

なりました西獨の法規の書き方、つまり、正當な授権の範囲をこえると、さ

う場合には、私も本条にいう乱用に当たると考えます。いずれにしま

しても、正義の観点から救済できるとい

う場合もありますが、たゞ、

合なことをやっている、こういったよ

う場合もあろうと思いますが、たゞ、

もしや行政が相当地に不都合な處

に当たると考えます。いかにも心配したよ

うふうな意図のものと……。

○政府委員(浜本一夫君) その場合に

だけ不許可にする、あるいは却下にす

るというのでありますれば、多くの場

合に乱用になるのではないかと私は

思います。だが、そういう意図まで

なった。しかし、結果から見てはなはだ

なりました西獨の法規の書き方、つまり、正當な授権の範囲をこえると、さ

う場合には、私も本条にいう乱用に当たると考えます。いずれにしま

しても、正義の観点から救済できるとい

う場合もあろうと思いますが、たゞ、

もしや行政が相当地に不都合な處

に当たると考えます。いかにも心配したよ

うふうな意図のものと……。

○政府委員(浜本一夫君) その場合に

だけ不許可にする、あるいは却下にす

るというのでありますれば、多くの場

合に乱用になるのではないかと私は

思います。だが、そういう意図まで

なった。しかし、結果から見てはなはだ

○亀田得治君 この三千条にいう裁量

公平を欠く、正義に反するといったような場合に、その行政の処分を相手に提訴できるかどうかという点がはなはだぶくなるわけですね。それで、先ほど私が読み上げました西独法の規定であれば、主觀的な要素は別として、ともかく行政局にまかされた目的に適しないような裁量の仕方をやった場合にもやはり訴訟の対象になるんだ。こういうふうにしておく必要が立法上あるのではないかと思うわけなんですが、法制局長、御意見どうですか。

○法制局長(斎藤朔郎君) 今入ってきましたばかりで、どういう問題かわからいませんが……。

○鷹田得治君 この三十条の裁量処分

の取り消しに関する規定ですね。行政の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合には、裁判所は、その処分を取り消すことができる」。こうなっているんで

す。問題は、裁量権の範囲をこえてはならない、しかし、乱用とまではいかないんだ。乱用というやつは、甲が何か申請してきたが、あいつはこの間おれに文句を言いよつたから、この辺で

全部だめだと、これではやはりふさわしくないんじゃないかという意味でおらぬいんじやないかという意味でお聞きしたわけですが、どうでしようか。

○法制局長(斎藤朔郎君) 非常にむずかしい問題でございまして、根本的に考えて参りますと、結局は、司法権と

行政権のバランスの問題だと思うのですが、私は、ただいまお示しの西独の条文をよく研究はいたしておりませんけれども、「裁量の法律上の限界をこえ」というのは、こちらの裁量

な人を救わないで、ほうつておいていなうものでは私はないと思うので、行政上の今度の不服審査の対象に

はもちろんなようですが、裁判の段階においても、もう少し広くそういう

ものもあり得るよう規定しておくべきではないか。この「濫用」という言葉を裁判所が適当に拡張して、そういう結果が偶然に行政目的に反するような結果が出ておるような場合にも広げて解釈し

えば西独の新しい行政法等を見れば百四十四条、これをちょっと見て下さ

ることでございますが、そういう授権の目的にふさわしくないような裁量をやつた、そういうよ

うな場合にも取り消し訴訟の対象になれることができる」。こうなっているんで

す。私も、それはいわゆる不当と思われる行為を無限に対象にすべきだとい

うところまで言っているわけでもない。しかし、ともかく乱用にはならない

ことだ。当然許可すべきものを許可しない、これはもう裁量権の範囲内であつても乱用の典型的なものでしょ

う。ところが、そこではなしに、決してそういう主觀的な意地の悪い考え方をもつてやつたわけではない、ところが、結果から見ますと、従来の例

等に比較して、はなはだ正義に反する、不公平だ、しかし、それは行政の裁量の範囲内にあるんだ、こういう

の範囲をこえ、これに当たるのだと思ひます、これは一つの司法判断の分野に属するものだと考えられるわけでございますけれども、「授権の目的に適合しない方法で裁量が行使されたとき」という言葉を、私初めてこの訊文を見ました感じといたしましては、むしろそれは、行政権プロパーの考え方に基づいて判断をすることになろうかと思いますので、そういう分野は、司法判断じやなくて、むしろ行政的の司法判断なんで、これはまあ西独は、司法裁判所じやなくて、行政裁判所のほうのようになりますので、それが誤って運用されるとたびそれが不適に運用されることになりますと、いわゆる司法ファッショントまりに積極的な作用を持たせますと、いい場合はいいのでございますが、一

方に基づいて判断をすることにならうかと思いますので、司法判断とし

ては、そこまで行くことは私はいかがな

なものかと、むしろどちらかと申せば行き過ぎじゃないかというような感じをいたすのでございますが、この機会に個人的のことを申しまして恐縮でございますが、私も本来司法官出身でございまますので、司法権の行使について

のいろいろの問題については、常に興味を持つて考えて参りましたのでござ

いましたが、かつて大阪高等裁判所に在職しておりますと、日本の法哲学会の年報に、「法と國家権力」といいう論文の寄稿を求められまして、そのとき自分の意見を発表したことがございましたが、それは、當時たまたま例

した次第でござります。

○鷹田得治君 そういう問題は、本法の第一条から始まって、全部に關連しておる問題でして、そういう今抽象的な議論をされますが、そのこと自体について若干またお聞きをしたり、議論に花が咲くことになるわけですが、こ

れは、時間もありませんので、省略しあつた当時でございまして、その当時に、私が痛切に感じましたことは、司法権に対する信頼を高めるというようなことは、われわれとしては常に熟意を持って考へなければならぬことでございますが、私はも承知しておる。しかし、それ

が侵害される者の立場から見て、そ



階にある法律だというお話をあつたんです。それで私は、不十分であれば、これからはみ出す場合がありはしないかという、そういう心配を持つております。それから、もっとほかに、救助法の拡充であるとかというものが必要ではないか。不十分であれば、まだ心配はないか、その点をお尋ねしてい

ます。それから完全なものができるべきではないか。その段階において国民の諸権利は阻害され、そのまま放置される心配はないか、その点をお尋ねしてい

るのです。

○政府委員(浜本一夫君) よく御趣旨がわかつたようではあります。参考人の意見で、御指摘のような事項に触れましたのは、处分を違法であるといつて取りでは、处分を違法であるといつて取り消されただけでは、なお国民の権利は十分には保護されておらないので、ある種の場合には、行政庁が处分をすると同じような、国民に有利な处分をすると同じようなことを参考人は言われると同じような、給付の訴訟であるとか、あるいは義務づけ訴訟なんていふものも認める必要があるのじやないかというふうなことを参考人は言われたと思います。また、まさにわが国の学者の間にある実務家の間にも、そいつた立場をとつて、本法案はまだ十分でない、完全でないという批評をなさる方もございます。また、この立案の過程におきましては、確かにそいつた意見も大いに戦わされた結果がこういう結論になつてきました。法案としてまとまってきたわけなんでありまして、その点は、本法案の第一条规定として、行政事件訴訟を申しますのは、公権力の行使に関する不服の訴訟、きわめて抽象的、概念的に申しますのは、日本学説、判例の大勢において認められております種類の類型の行政訴訟をあげまして、その類型の行政訴訟について特殊の手続法を設けんとするものでありますので、これ以外に、つまり公権力の行使に関する不服の訴訟が許されなかつたので、ここにあげておられます類型以外の訴訟が許されなかつたといふことは、今

ことについては、本法案は具体的には触れておりません。でありますから、これ以外の論者の言う義務づけ訴訟あるいは給付の訴訟が許されなかつたのであります。で、ここにあげておられます類型以外の訴訟が許されなかつたといふことは、今年数にすれば、大体十五年たつているわけです。どうしてこの行政事件訴訟法案が、そういう願いがあるにもかかわらず、今日までかなりの時間を要してきましたのか。そういうべき事態にいたりお尋ねをしてみたいと思います。それが第一点です。

○説明員(杉本良吉君) ただいまの御質問でござりますが、実は、この法案で一番最初に問題になりましたのは、現行法で申しますと、行政事件訴訟特例法の第二条の訴願前置の規定でござります。訴願前置の規定、この規定が設けられるにつきまして、若干議論はありましたのですが、ともかく現行法として、訴願を経てからでなければ裁判所に行政事件訴訟を提起することができない、こういう建前がとらえておりました。しかし、この現行法の規定は、ただいま高田委員のおっしゃいましたように、その前提になつておられます。しかしながら、この現行法の規定は、たゞ多く現われましたのが、自作農訴願も起こすことができない、こういふことからでなければ出訴することができないという、こういう建前をとつたものであります。私個人は私個人の意見ではございませんが、上級の行政府に対して訴願をしな

うことになります。訴願法の規定を見よになるかもしれません、二、三お尋ねしてみたいと思います。國民の権利救済の制度としてこの法案をお出しになった意図については、法五項までにあげておりますのは、今の日本の学説、判例の大勢において認められたが、これは専門家でもよくわからぬことでございまして、はたしていかに公権力の行使に関する不服の訴訟が許されなかつたといふことは、今年数にすれば、大体十五年たつているわけです。ところが、そういう願いといふものは相当長い間続いてきている。まあものは相当長い間続いている。そこで、ここにあげておられます類型以外の訴訟が許されなかつたといふことは、今年数にすれば、大体十五年たつているわけです。どうしてこの行政事件訴訟法案が、そういう願いがあるにもかかわらず、今日までかなりの時間を要してきましたのか。そういうべき事態にいたりお尋ねをしてみたいと思います。それが第一点です。

○説明員(杉本良吉君) ただいまの御質問でござりますが、実は、この法案で一番最初に問題になりましたのは、現行法で申しますと、行政事件訴願前置の規定でござりますが、実は、この規定が設けられるにつきまして、若干議論はありましたのですが、ともかく現行法として、訴願を経てからでなければ裁判所に行政事件訴訟を提起することができない、こういう建前がとらえておりました。しかし、この現行法の規定は、たゞ多く現われましたのが、自作農訴願も起こすことができない、こういふことからでなければ出訴することができないという、こういう建前をとつたものであります。私個人は私個人の意見ではございませんが、上級の行政府に対して訴願をしな

部では、第三条の抗告訴訟の点などについて、これは官庁立法じゃないかといわれるほど、国民の側に立つのでなくして、むしろ官庁側の便利がいよいよにという、いわゆる官庁立法じゃないかというような批判も濃いわけですが。官庁立法といわれるようでは、これは、国民の権利といふものは必ずしも救済されないんではないかと、いう裏返しの批判があるわけですね。特に三条の第四項は、第四項だけにとどまらないで、本文の三十六条では、さらにこれをきつく強調している面が見られる。つまり、これが官庁立法ではないかというようなそういう批判を受けおるので、私は、官庁側の意見などばかりよけい聞いておつて、ほんとうに国民の権利救済というところに徹さない部面があるから、なぜそんなに長引いているのかということを裏返して質問したわけです。それに対して、官庁立法の性格はないんだとおっしゃるならば、どういう点でないのかということをもう少し詳しく言つていただきたいのです。もし言わざるならば、どういう四項などは、当事者訴訟と同じ格好の訴訟、つまり所有権確認の訴えであるとか、あるいは登記抹消の請求といふような、そういう普通の訴訟を起こして、普通の民事訴訟と同じ格好の訴訟、つまり無効等確認の訴えを提起することができるということをございまして、農地の買収処分について申し上げます。ならば、農地の買収処分の無効確認といふような、そういう訴訟的に申しますと疑問があるような訴訟を提起しながら、國なりあるいは売り渡しを受けたその者に対して、普通の民事訴訟で取消訴訟に関する規定を準用いたとおりです。二十一條で、かりに無効等確認の訴えが三十六条の要件に該当しないという場合であっても、ほかの訴訟、つまり先ほどから申し上げて、そういう普通の訴訟へ訴えを変更することができる、こういう道を開いておりま

す。六条はしほていなんだというふうに明快に御答弁をいただきたいと思ふ。三十六条の関連。  
○説明員(杉本良吉君) 三十六条でございますが、これは……。  
○高田なほ子君 抗告訴訟のところであります。  
すよ。三十六条の関連。  
○説明員(杉本良吉君) 三十六条の四項と、それから三十六条の点でございますが、無効確認訴訟につきまして、特に三十六条のようないくつかの規定を設けたわけでございますが、これは、権利の救済を狭めたというようなことはないつもりでござります。と申しますのは、三十六条の後段を見ていただきますと、「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする目的を達することができないものに限り」無効等確認の訴えを提起すること

ができるということをございまして、農地の買収処分について申し上げます。これでございます。従来も、無効等確認訴訟で所有権確認等の民事訴訟を起こせば、出訴期間の制限はないわけでござります。今度も、普通訴訟で所有権確認等の民事訴訟を起こせば、出訴期間の制限はないわけでござります。されど、そのためには、これまで三十一年間に大体六百五十件くらいあるそうですね、行政事件。そこで、戦後十年からまた、その出訴期間等につきまでも、これはほとんど変わらないわけでござります。それでございまして、それが三十六条が三条のしほりでござります。  
それからまた、三十六条にからましまして、それでは無効等確認の訴訟が起こせると思って起こしたところが、三十六条の制限によって起こせないといふ場合はどうなるのかということでございますが、その場合には、三十八条で取消訴訟に関する規定を準用いたとおりです。二十一條で、かりに無効等確認の訴えが三十六条の要件に該当しないという場合であっても、ほかの訴訟、つまり先ほどから申し上げて、そういう普通の訴訟へ訴えを変更することができる、こういう道を開いておりま

す。三十六条を一見いたしますので、三十六条を一見いたします。  
国民の権利救済の側に必ずしも万全の権利の救済の窓口を狭めるとか何と成ることができない場合には、これは無効等確認訴訟というものが認められるというだけでございまして、從来の権利の救済の窓口を狭めるとか何と成ることができないつもりでございまして、そういうふうには考えられな

いが強い、こういわれておるわけですかといふことはないつもりでございまして、執行停止の要件といふものを非常な感じを与えていたしませけれども、法律的にはそういうことはないよ。要するに、国民の権利救済に対する一つのブレーキではないかといふべきことになつてゐる。このことは、  
役を果たすというふうには考えられない。要するに、国民の権利救済に対する一つのブレーキではないかといふべきことになつておるつもりでございまして、そういう普通の訴訟へ訴えを変更することができる、こういう道を開いておりました。それから三項も、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないときは」云々、こういうような条文でしょ  
うございます。それから三項も、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないときは」云々と、こういうふうにしょぼつてあるでしょう。二十五条の中二項、三項がそうです。二項本文の中に書いてあるのは、「回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があるときの訴訟」、つまり先ほどから申し上げて、執行停止の要件といふものを非常な感じを与えていたしませけれども、法律的にはそういうことはないよ。要するに、国民の権利救済に対する一つのブレーキではないかといふべきことになつておるつもりでございまして、そういう普通の訴訟へ訴えを変更することができる、こういう道を開いておりました。それから三項も、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないときは」云々と、こういうふうになつておる。しかも、裁判所は違法宣言だけできることになつてゐる。これではたいへんまずいんじやないか。裁判所は、場合によつては請求を棄却することができるんだと書いてある。その場合に、裁判所は請求を棄却するという権能をここで明記するならば、請求棄却の理由というものを当然明示しなけれ

ばならないという私は国民に対する義務があるのではないかという、そういう考え方を持つておるわけなんです。従来もそういう例はたくさんあるかも知れませんけれども、特に三十一條のこの取り扱い等については、今後の運営について、請求権の棄却という問題に付いて、請求権の棄却といふ問題について、相當の深い配慮が必要になつてくるのではないか、こういうような疑問を持つものであります。どうぞ私の今の質問に対し御答弁をいただきたいと思いますが、時間の都合上、私は再質問を避けたいと思いますから、裁判所側からも、当局側からも、また法務大臣からも、私の質問に對してお答えをいただきたい。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいま御指摘の数点につきましては、拝聴しておりますと、おむねの場合、国民の個々の権利の救済の問題、それといふやる公共の福祉を守るということ、その間における要するに比較検討の問題にならうかと思うのであります。もちろん、この法律が国民の個々の権利を最も尊重して考えなければならぬことは言うまでもございません。したがいまして、全体にわたつての今回の改正、全面的改正も、それを十分尊重いたしまして、その方針のもとに立法案をしておるのでございますけれども、しかしながら、また憲法上における権利であります。御承知のとおりですが、その精神もまた同様に、個々の権利を尊重して參りたいけれども、しかしながら、それがそうすることによって公共の福祉に

あるべきではありませんかといふ意見を持つものであります。どうぞ私の今の質問に対し御答弁をいただきたいと思いますが、時間の都合上、私は再質問を避けたいと思いますから、裁判所側からも、当局側からも、また法務大臣からも、私の質問に對してお答えをいただきたい。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいま御指摘の数点につきましては、拝聴しておりますと、おむねの場合、国民の個々の権利の救済の問題、それといふやる公共の福祉を守るということ、その間における要するに比較検討の問題にならうかと思うのであります。御承知のとおりですが、その精神もまた同様に、個々の権利を尊重して考えなければならぬことは言うまでもございません。したがいまして、全体にわたつての今回の改正、全面的改正も、それを十分尊重いたしまして、その方針のもとに立法案をしておるのでございます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) ただいま法務大臣がお述べになりましたことと全く同じ見解であります。

○高田なほ子君 もう一問だけ。

法務大臣の御答弁は、それでよく私はわかるわけです。また、そういう注意をしなければならない、慎重な注意が必要であるということはよくわかります。しかし、原則問題をここで繰り返したくはないわけですから、公の福祉と個人の権利という問題は、しましては、やはり国民全体の公共の福祉を守つていくということも、これについては、相当の大きな目標でなければならぬのであります。したがいまして、この法律案において考えておりますこの法律案において考えるかという問題によって、どうもどちらのほうを特に強く考えるかという問題によって非常に見解が分かれると思いますが、この法律案において考えておりますところは、個々の権利の救済を第一の目標にしますが、しかし、万やむを得ざる場合に、公共の福祉のために放置するわけにいかぬ、あるいはその権利の主張をそのまま認めるわけにはいかぬというような場合には、やむを得ず公共の福祉のほうを優先させてやらなければならぬという場合があり得るといふことを前提に、非常に制限に制限を重ねた上でこうした条文が残っているというところでございます。この点は、確かにその濫用があつた場合、どのような場合に一体乱用だといわれるのかといふように、裁量権の範囲の第三十三条の取り扱いに検討の上で運営をしなければならないものと、かように考える次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) ただいま法務大臣がお述べになりましたことと全く同じ見解であります。しかし、法の精神とするところ、あるいは憲法的基本的に考えておるその公共の福祉という問題も十分深く慎重に検討の上で運営をしなければならないものと、かように考える次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) ただいま法務大臣がお述べになりましたことと全く同じ見解であります。しかし、法の精神とするところ、あるいは憲法的基本的に考えておるその公共の福祉という問題も十分深く慎重に検討の上で運営をしなければならないものと、かように考える次第でございます。

法務大臣の御答弁は、それでよく私はわかるわけです。また、そういう注意をしなければならない、慎重な注意が必要であるということはよくわかります。しかし、原則問題をここで繰り返したくはないわけですから、公の福祉と個人の権利という問題は、しましては、やはり国民全体の公共の福祉を守つていくということも、これについては、相当の大きな目標でなければならぬのであります。したがいまして、この法律案において考えておりますこの法律案において考えるかという問題によって、どうもどちらのほうを特に強く考えるかという問題によって非常に見解が分かれると思いますが、この法律案において考えておりますところは、個々の権利の救済を第一の目標にしますが、しかし、万やむを得ざる場合に、公共の福祉のために放置するわけにいかぬ、あるいはその権利の主張をそのまま認めるわけにはいかぬというような場合には、やむを得ず公共の福祉のほうを優先させてやらなければならぬという場合があり得るといふことを前提に、非常に制限に制限を重ねた上でこうした条文が残っているというところでございます。この点は、確かにその濫用があつた場合、どのような場合に一体乱用だといわれるのかといふように、裁量権の範囲の第三十三条の取り扱いに検討の上で運営をしなければならないものと、かのように考える次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人君) ただいま法務大臣がお述べになりましたことと全く同じ見解であります。

○國務大臣(植木庚子郎君) 二十七条の三項の逐条説明のときに申し上げておるそ



のであれば、少なくともそれは文書によってちやんと出すということでなければ、これは常識に反しますね。

○政府委員(浜本一夫君) 亀田委員は

どういう主張に基づいておっしゃるか知りませんが、私の記憶に残っております限りにおきましては、この内閣總理大臣の異議を文書によらず單に口頭で述べたという事実はないと記憶しております。

○亀田得治君 このは私の読み違いでしょうか。結局、異議陳述書が裁判所に行かないうちに問題が解決した、そういうことですか、この十番目のやは

は、異議の申し立てがあつて、そうしてその申し立てに基づいて却下された。この表では、そういうふうに見えます。しかし、この十番目もやつ

の事件といふのは、どういうふうになつておるのか。やはり却下処分

で、その申し立てに基づいて却下され

た。この表では、そういうふうに見えます。しかし、この十番目もやつ

の事件といふのは、どういうふうになつておるのか。やはり却下処分

で、その申し立てに基づいて却下され

た。この表では、そういうふうに見えます。しかし、この十番目もやつ

の事件といふのは、どういうふうになつておるのか。やはり却下処分

で、その申し立てに基づいて却下され

た。この表では、そういうふうに見えます。しかし、この十番目もやつ

の事件といふのは、どういうふうになつておるのか。やはり却下処分

せとは書いてないけれども、それは当然なことでしよう。一々そんなことを書いておる必要はない。

○政府委員(浜本一夫君) 先ほど、私

件についての異議陳述書は裁判所に提出されなかった」と書いてあります。

ので、出されなかつたことがあるかと思ひますが、その間の事情は、もう少

し取り調べた上で……。

○亀田得治君 「取り調べた上で」と言つたって、国会はさようで終わるわ

けでして、まあ会期延長でもしていただたら、ゆっこりこれはお尋ねできる

わけで、継続審議にしてもらいましょうか。委員長のほうでお願いできれば

いいわけですが、つまりこの点は、効力規定と注意規定と二つに分けます

と、何か型が二つしかないようであ

りますが、しかし、實際の判断において

は、非常にルーズにやつてあるんじや

ないかと、たとえば、公共の福祉に重

大な影響があるという文字さえ書いて

あれば、それで正式な異議だと、まあ

は出でおらないと書いてあるから、私

もできるという建前であろうと思いま

うもしかりやつていもらうこと

なら、まあ不承々々だが、これは了解

をするわけですが、裁判所のほうはどう

ですか。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人)

君) この点は、裁判所でいろいろな会話を開きました節にも問題になったところでございまが、やはり具体的に公の福祉に重大な影響を及ぼすかとおそれのある事情を示さなければならぬ程度は、先ほど申し上げました

ように、過去の事件についていろいろあると思いますけれども、大体その線で裁判官の頭は固まつておったんだじやないかと

ないかとどうふうに考へるわけございます。

○亀田得治君 そうしたら、結局、具

体的に、公の福祉に重大な影響を及ぼす事例を書いてない場合には、総理大臣の異議として取り上げない、そういうふうに理解していいですね。

○最高裁判所長官代理者(仁分百合人)

君) このは、裁判所の個々の裁判官の判断に待たなければならないかと思つますが、口頭の異議も許されるという

ことはなれば、異議としては一応成立するかも知れませんけれども、ただ、異議としての効力がない。理由が、具

体的な事情が示されなくて、理由になつてない。こういうことに理由が示されていない。こういうことになれば、異議としての効力がない、異議としての効力がない、異議としての効力がない、異議とし

るなど口頭でもいいといふようなことは言えないわけでしょう。口頭にこだわるわけじゃないけれどもね。口頭でもいいといふようなもの言つ方は、何かこう軽くあしらつているよう

いたといううらみがございましたの

で、現行法のそういう欠点を補うため

ります三項でございますが、三項は、いたといううらみがございましたの

で、現行法のそういう欠点を補うため

ります三項でございますが、三項は、

いたといふうらみがございましたの

対して文書をもつて「こういうふうに書いておいてもらいませんといけないと思つ。まああなたのほうで、解釈として、ともかくそういう口頭などは認めない解釈だ、こういうことをはつきりおつしやるならいい。だけれども、そなはおつしやらない。まあ法文の解釈としては、口頭もあり得るというようなことをおつしやるのでは、はなはだ私は不適当だと思う。

○説明員(杉本良吉君) この内閣総理大臣の異議陳述に関する資料の二十八

ページの十、日本鉄筋労働組合に対する緊急調整処分の執行停止事件、これ

は、かつてありますように、「本件

についての異議陳述書は裁判書に提出されなかつた」こういうように、これ

は、一応法務省のほうで用意だけはい

たしましたのですけれども、結局は、内閣総理大臣の異議は申し立てがな

かつたということで、ただ参考資料と

してここにつけ加えたというだけのことです。これは参考資料としてござります。

○亀田得治君 日本国憲法の事件では、

第六項、「内閣総理大臣は、やむを得ない場合でなければ、第一項の異議を

述べてはならず」となっているのです

が、例の法制審議会の答申案では「真

にやむをえない場合のほか」こう書いてありますね。なぜこういうふうに多

少やわらげるような表現を用いる必要があるのか。例外規定なんですか、そ

してどの条文もほとんど答申案どおりの条文化をやつしているのです。まあ

多少違つ点はありますか、しかしこれなどは、実質的に違つないんだとい

なれば、何もそんな形容詞を特にいじ

くつてみる必要がないわけですね。お

そらくこれは、行政側から、ここはも

うちょっとやわらげてくれといつたよ

うな要請等もあつたんじやないかと思

うのですが、なぜこんな、ことさらに

いよいよ国会が近くになつて、追及されそうだからといひので、適当にま

たそのうち考へ出して書くというよう

なことになるでしよう。それでは、国

会に對して報告をして、總理大臣のそ

ういう行為についてほんとうの批判を受けるもし間違つておつたら、追及

されても仕方がないといひ建前から言

うてもおかしいわけですね。異議の時

点においてそのことはつきりしてお

う点があるから、よけいそういうわけ

でしよう。そなはりませんか。

○説明員(杉本良吉君) 実際上は、す

べてそういうことになると思います。

○亀田得治君 では、そういうわけ

で、今まで以上に、この規定は、公共

の福祉に重大な影響を及ぼすという点

の具体的な明示と、こういうものが必

要なんだというふうにひとつ理解をし

ておきます。

それからもう一点ですね。二十七条

の第六項、「内閣総理大臣は、やむをえ

りましたのは、日本語として、「やむをえないと」いう概念上、「真に」とい

うことがないほうがいいと思ってとり

ましたので、行政庁から圧迫を受けた

ために取つたわけでもありませんし、

また、「真に」を取ることによつてそ

ういた概念に違ひを来たすとは私ども

少しも考へておらぬのであります。

○亀田得治君 いやそれは、普通の日

本語としては、ほんとうにやむを得な

いといふのと、やむを後ない場合とい

うのと、非常に違つたじやないですか。そんなことを、幾ら法律だつて、そん

なことは成り立ちませんよ。

○説明員(杉本良吉君)

これは、ただ

いま局長が答弁いたしましたような趣

旨でございますが、法制局の審査の段

階で「真にやむをえない」という言葉

は、実は、私が非常に関係が深いので

あります。そして、法制審議会の最後の段階

で、從来まとまりましたものが法制審

議会の総会で認められるか認められな

いかというきわどい段階になりました

が、これは経過を申し上げるのであり

ます。が、私と津田調査部長とが日本弁

護士連合会のおも立つた方のところに

参りました。そしてそれでは内閣総理

大臣の異議が乱用されない担保とし

て、抽象的ではあるが、こういった制

約を文言の上に表わした上で総会を通

してもらうようになつたわけです。

これが協議をいたしました結果、真にや

むを得ない場合でなければ述べてはな

らないといふことにいたしたらしいかが

なものであります。しかし、その一つ

だけは特にしほつていくといふこと

うことで、すぐその場で、電話で長老

の方に相談をなさいます。そして

また、私のほうでは、杉本參事官がそ

の近くにおつたものですから、すぐま

せまして、こうしたことならいとい

うことになりそうだが、差しつかえな

いかといふことで、私どもほんま

人協議をし、また、弁護士会のほうも三

電話でお打ち合わせの上で、それでは

よからうと、その場合に、たまたま

「真に」という言葉が入ったのであります。すが、私ども、別段「真に」があるから、それが入ったのであります。しかし、それが入つたことで云々したのであります。たまたま「真に」などという言葉を使ったものですか。知らないからということで云々したのであります。たまたま「真に」があるであります。つまり、それが入つたのであります。さくて条文化する段階になりまして、やむを得ないであります。意味に少しも変わらぬといふして、意味に少しも変わらぬといふことはおかしいと、こういう注意を法制局から受けました結果、「真に」を削りましたして、意味に少しも変わらぬといふ前提で、「真に」を削つただけであります。それを削つたことに対しても、これが狭く解される、あるいはルーズに解されるというふうには私ども少しも思つておません。あるいは一般的の方には、そういった御疑惑をお抱きになるようなことも考えられるかと思ひますけれども、それは、私どもから言わせれば、ちょっとと言葉は適当を欠きますが、無用の御心配であると申し上げるより、いたしからぬと考えます。

○亀田得治君 この制度を存置するかどうかは、法制審議会でも、結局は、これは多数決でそれのところでお話しているわけなんです。そういう経過もあって、第六項のようなものが出てきておるわけですから、私は、答申

案とおりの表現にしてほしかったと思います。それにそれよりも弱くしたつもりのものではないと、こういうふうに理解していいですね。

○政府委員(浜本一夫君) 全くそのとおりでございます。

○亀田得治君 まあその点はその程度にしておきます。

それから、この異議を述べる経路ではおかしいと、こういう注意を法制局から受けました結果、「真に」を削りましたして、意味に少しも変わらぬといふことはないといふ概念に「真に」があつておかしいと、こういう注意を法制局から受けました結果、「真に」を削りましたして、意味に少しも変わらぬといふ

月三十日に、次官会議の決定で一応取り扱いの申し合わせができるようになりますが、まあだいぶ時間もたつておるわけですが、現状について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(浜本一夫君) 亀田委員の御指摘の資料に明らかでありますように、その申し合わせ以後におきましては、所管の大臣と法務大臣とが連名で内閣総理大臣に申請をする、それ以外には異議は述べないという実例を打ち立てまして、自後それを守つております。また、実際上の経過といたしましては、所管の行政庁から私どものほうに異議を述べてもらいたいということを言って参りますと、私どものほう

総理大臣のほうへ先に行つてただ形式だけ法務大臣も一応通す、そんなようなことは絶対ないわけですか。

○政府委員(浜本一夫君) 従来、私の関係しました限りにおいては、そういうような事例は一件もございません。

○亀田得治君 そういう場合にこの法務大臣の扱いですね。これはどうなんでしょうか。法務大臣は、他の行政官

府と多少は違うとは言いながら、しかし、やはり行政官厅、総理大臣の管轄下にあるわけですね。

したがって、この法務大臣のところにおける扱いが非常に重要なわけですが、私の聞きたいのは、比較的やはり裁判所との関係と/orのものは、法務大臣が一番強いわけですね、まあ行政

上の組織上の問題などは一応離れて考

えて、実質的な面で。そういう点等を活用されて、一応裁判所側の意見等も聞いてみる係争事件のかかっておる裁判所の裁判官の意見という意味じやないのですよ、私は。最高裁判所の意見も聞いてみると、これは行政権と/orのものは、これは行政権なら最高裁

が正しいかどうかということがやっぱりほんとうの批判にならぬでしょう。だから、混淆してしまっているのですよ、実際のことを言うと。そんなに混淆がいやだった、こんな制度やめたらしい。やめて、あるいは裁判所の執行停止が行き過ぎだったというなら、

治大臣なら自治大臣のところに要請がある。自治大臣は総理大臣にそれを要請する。総理大臣は、よし、わかつた、しかし関係があるようだから、法律大臣とも一応相談せいといったようすね。これは現実にはどういうふうになつておるか、その点の御説明をお願いしたいんです。昭和二十五年の十一月三十日に、次官会議の決定で一応取り扱いの申し合わせができるようですが、まあだいぶ時間もたつておるわけですが、現状について御説明を願いたいと思います。

○政府委員(浜本一夫君) 亀田委員の御指摘の資料に明らかでありますように、その申し合わせ以後におきましては、所管の大臣と法務大臣とが連名で内閣総理大臣に申請をする、それ以外には異議は述べないという実例を打ち立てまして、自後それを守つております。また、実際上の経過といたしましては、所管の行政庁から私どものほうに異議を述べてもらいたいということを述べるに値する事案であるかどうかと、真にそういう事情があるのかと、真にそういう事情があつたしまして上

いうことをよく審査いたしました上で、内閣総理大臣に異議を述べるべきであるということになりますれば、行政

府のほうの側にもその旨連絡いたしまして、今言つた双方の大臣の連署のもとに内閣総理大臣に申請をする、そ

うのは、多少これは行き過ぎだ。とにかくこの経路が違いますからね。最高裁判所だから微しくいといふのは、多いですが、微すべきではないとい

うのは、多く行き過ぎじゃないですかねこの経路が違いますからね。最高裁判所だから微しくいといふのは、多いですが、微すべきではないとい

うのは、本来一方で裁判所が問題を処理している。そこへ総理大臣がこのこと

と行政官厅だから微しくいといふのは、多いですが、微すべきではないとい

うのは、多少これは行き過ぎだ。といふのは、そのことが問題なのです。どこまで出さしていいのかと、そういうことだから、それは皆さんはどう

おっしゃるかもわかりませんよ。しかし、そんなわけにいかない。批判する

批判は、総理大臣のやつた異議の部分だけの批判だと、それは皆さんはどう

それは学者なりの判例批判ということもあるのだし、または世間の批判といふものもあるのだし、そういうものにまかしてですね。たとえばアメリカのように、裁判所はできるだけやはり大統領の直接やつたことについてはタップしないようにしていこうといったよ

うな慣行等が自然にできていくという事にまかしてもこれはいいわけなんです。だからこれは、もう混同してしまっておるんだが、混同してしまっておるんだが、その混淆が行き過ぎないようするには、裁判所の意見を法務大臣が非公式に聞いておやりになることは少しもそんな悪いことじゃないと私は思うのですがね。意見を聞いた場合は少しあります。この問題は、三権のこの問題は、三権の

○政府委員(浜本一夫君)　お薦葉を返してまことに恐縮なんありますが、最高裁判所の意見を聞くといたしましても、これはさような場合に、最高裁判所の意見を聞くといたしましても、最高裁判所の意見を述べる制度が私はないと私はまた、意見を求める窓口さえもないと私は思います。

○鶴田得治君　意見を述べる窓口がないとおっしゃるけれどもね。そんなことはないでしよう。最高裁のほうは、そのような窓口はないですか。こういう問題について、三権分立、自分の職場が侵害されやせぬかというような問題になるわけですね。行き過ぎた異議の申し立てがあつたら、やはりそなうなりますよ。まあその辺の判断にまかそうといふ程度なら、それはいいだらうが、総理大臣が、自分がやつた、それ

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと出てきた場合に、それをとめようとする、その場合に、最高裁判がだまつて見ている、それように、裁判所はできるだけやはり大統領の直接やつたことについてはタップしないようにしていこうといったよ

うな慣行等が自然にできていくという事にまかしてもこれはいいわけなんです。だからこれは、もう混同してしまっておるんだが、混同してしまっておるんだが、その混淆が行き過ぎないようするには、裁判所の意見を法務大臣が非公式に聞いておやりになることは少しもそんな悪いことじゃないと私は思うのですがね。意見を聞いた場合は少しあります。この問題は、三権のこの問題は、三権の

○最高裁判所長官代理者(下村三郎君)　お尋ねを十分理解できない点もあるのでございますが、お尋ねは、そういう異議を申し立てる場合に、法務省のほうから最高裁のほうに何らかの意見を聞くことになつてゐるかというようになりますよ、こういう場合には、一体最高裁は窓口ないです。事務総長答え

て下さい。

○國務大臣(植木庚子郎君)　御質問のうな事態に直面した場合の法務大臣の措置といたしましては、従来の判例、慣例、あるいは法律の解釈等々を

十二分に部内において尽くさなければならぬと思います。そうした場合に、先ほど亀田委員もちょっとといみじくもお触れになりましたように、やはり法務大臣としては、良識に従つて慎重に事件を取り扱います裁判所はおのとの独立でござりますので、そういう具体的な事件について、かりに法務省のほうから意見を求められましても、これはお答えいたさないだらうと思うのでござります。そういう意味におきましては、裁判所には窓口がないと申し上げていいかと思うのであります。たゞ、意見を述べる窓口がありますが、たゞ、意見を求める窓口さえもないと私は思います。

○政府委員(浜本一夫君)　大臣まで私のほうから上申をして、大臣のほうから意見を言わされたのは、私の記憶に

よろしく勉強をするかということは、これはひとえに法務大臣の責任においてやるべきであります。今、法律にこうした行政権と司法権との間の関係について、今後これをどう、手続上必ず意見を微妙な問題のあるこうした問題について、今後これをどう、手続上必ず意見を微するか微せぬとかいうようなことは、私といたしましては差し控えるべき問題である。あくまで法務大臣として、良識に従つて、法令、判例、慣例等を十二分に研究をし、事態を十二

分に察して、そうして事の決定をいたすべきものと、かようにお答え申し上げたいと思います。

○鶴田得治君　結局異議を述べたのが、この資料によりますと十八。そうすると、半々くらい、まあまあといふところですか。

○政府委員(浜本一夫君)　それから、これも井川さんなり、いや

が持ち上がつてくれば、当然行政府にかかるわけですから、裁判所に對して行

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと出てきた場合に、それをとめようとする、その場合に、最高裁判がだまつて見ている、それ

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと出てきた場合に、それをとめようとする、その場合に、最高裁判がだまつて見ている、それ

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと出てきた場合に、それをとめようとする、その場合に、最高裁判がだまつて見ている、それ

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと見て困るという事

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと見て困るという事

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと見て困るという事

がはなはだしく不当だから、裁判所が、それはけしからぬと見て困るという事

三日以内に意見を述べるという場合さえも実例として私は経験しておるのであります。それありますから、事柄が中央官庁の所在地である東京地方裁判所におきます場合には、おっしゃるところ、異議を述べるべき事件ならば、その裁判所の指定した期間内に総理大臣の異議を用意するといふことも必ずしも不可能ではございません。ただし、震懾ながら、行政庁は日本全国にまして、裁判所が具体的に指定されましたがつて散在いたしており、したがつて、处分行政府の所在地におきまして提起されます行政事件訴訟におけると、裁判所が期日までに、裁判所に對して内閣総理大臣の異議申立書を提出するということが間に合わない事例がありますが、もちろん、裁判所が決定後でありますから、そういうことが好ましくないということは言えるかと思ひますが、私どもは、事柄の性質上、それは固有の司法事件ではないと考えておりますが、私どもは、事柄の性質上、それが往々にしてございます。また、実際上の実情は、申しましたような実情であります。しかし、申しましたよ。

○亀田得治君 その決定後に述べるよな場合には、前の決定に対してもう一度の異議を述べるべき事件ならば、その規定になつたのであります。そこで、この段階で述べいく、そうすると、抗告というものは、当然制度上、前の決定の批判段階なのですですから、そこへスムーズに入っていくわけですね。そのほうが自然なんです。即時抗告の段階にこれは総理大臣の異議を取り入れていく、もし取り入れるとしても、ところが、決定後にも述べてもいいというやつは、即時抗告の道をとらないで、ともかく決定したものと横から出てきて、ばらんと鉛筆でなくなりつけるようなやり方なんですよ。これは結果においては同じでしょう、即時抗告のところへ持ち込みますのも。

○政府委員(浜本一夫君) ちょっと先ほど申し上げるのを一項落としたのであります。内閣総理大臣の異議申立ては同じで、即時抗告のところはやはり一般的な方法がないと、これしきりに方法がないことになつたのです。今までそんなに不便なことがありますか。

○政府委員(浜本一夫君) ちよつと先ほど申し上げるのを一項落としたのであります。内閣総理大臣の異議申立ては同じで、即時抗告のところはやはり一般的な方法がないと、これしきりに方法がないことになつたのです。今までそんなに不便なことがありますか。

○政府委員(浜本一夫君) ああこの程度にこの問題はいたしまして、次に、訴願前置に関する点を若干お聞きしておきます。

○政府委員(浜本一夫君) 結局、私たちの心配しますのは、今回第八条によりまして從来の訴願前置主義というものを廃止したわけですが、ただし書きの例外がついておる、

○政府委員(浜本一夫君) 本参考事例がお答え申し上げましたように、このたびの整理法案を作る段階におきましても、この約三百の法律における行政処分について訴願前置を要望するという行政庁側の熾烈な要求がありますが、内閣総理大臣の異議申立ては同じで、即時抗告の段階で争つていけば事が起る場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

来そういう例があつたのかとおつしやいますのに対しましては、私が経験いたしましたのは、市町村の廢置の場合は準備する期間が間に合わないといつた後にそういう事情が起きる場合も考えられます。それからまた、從

ついても、訴願前置に関する限りは、これはやはり法務省の了解を得なければ訴願前置を認めることにするということを法制局のほうでも言つておりますので、これは、私どもに関する限りでは、守られておるものと思われますので、これがむやみに例外がふえていくということは、私どもは心配いたしておりません。

○亀田得治君 現在まで訴願等、つまり行政上の不服申し立て方法ですね。そういうことによつて国民の権利が救済された、行政訴訟まで持つていかないで、そういう統計がありましたら、ちょっと数字だけ聞いておきた

●説明員(杉本良吉君) これは、行政不服審査法のほうにおいて資料として出されるという予定でございまして、こちらのほうは、資料として用意いたしましたが、若干部のものは手元にございますので、ごらんいただけます。しかし、どうぞお聞きください。

○説明員(杉本良吉君) これは、行政税法上の処分について申しますと、約四割から五割近く救済されておりました。しかし、それは、やはり日本における特殊な事情があるのです。アメリカ等の場合だと、訴願前置は例外でありながら、大いに審査請求のほうが発達しているよう

ます。しかしながら、そこまで救済率が高くなつたのは、それは、やはりアメリカの行政制度が民主化されていて、なるほどおれは間違つておつたと思ったら、みんな直していく。だから、行政訴訟よりもそちのほうが発達してしまつて、率もしたがつて違うわけです。

○説明員(杉本良吉君) 問題によって違うことがあります。地関係とか、いろいろたくさんあるところを聞いておるわけです。

○説明員(杉本良吉君) 今申しました。税金の場合は、絶対対金を納めぬという人はないので、結果金額の差になるわけなんですが、その程度になつたらこれは救済されないといふことです。そこで、ちょっとと確かめておきたいわけです。

○國務大臣(植木庚子郎君) 従来のたと見ると見るか見ぬかといつて、そこら辺のことは程度の問題です。ところが、それ以外のこととは、普通はなかなか救済されていないのですよ、大体においては、そういうところに、この行政訴訟と審査請求との関連性の問題があるわ

けなんでしてね。これは理屈だけではなくて、私はどっちがいいかということはは、今はまだ遅いという印象があります。それで、第四十四条で、行政訴訟についているように、現行法のもとに置いてあるのは、それは、やはりアメリカの行政制度が民主化されてしまつて、それが間違つておつたと思つた段では、やはり審査請求を強制していくうよう、そういうことはまだまだ私はいけないと思うのです。行政関係がきちっと民主化すれば、それは私は、行政を通してこいつのもの、相當な理由があると思うのです。そういう意味で、今は法を改正されたのでしょ

うから、その例外を大いに乱用され、原則と例外が反対になつてしまつて、 principioと反対にならぬように、これはひとつ、法務大臣の考え方をちょっとと確かめておきたいわけです。

○國務大臣(植木庚子郎君) 私のほうも、おそらく上司に十分伝えてあるものというように承知しておるということがで、ちょっとと確かめておきたいわけです。

○説明員(杉本良吉君) 今申し上げたとおり、税法上の処分としてはございません。しかし、それは処分によつて非常に救済率といふのは違うわけでございまして、たとえ申しますと、税法上の処分といふようなものになりますと、再調査請求、審査の請求というのがあります。その再調査請求といふのは、確定資料に基づく処分が、最初の段階と審査請求との関連性の問題があるわ

かのように考へます。もちろん、その過程におきましては、行政府の意見と相補うというような趣旨も含まれておるわけでございます。そういうものになりますと、救済率は非常に高い。地方税にしましても国税にしましても、そういう率は非常に高いわけでござります。しかし、そうでないものにつきましては、そこまで救済率が高くなつたまつて、どうも意味においても、それは想像されるわけですが、大まかなところを聞いておるわけです。

○説明員(杉本良吉君) 問題によつて違うことがあります。地関係とか、いろいろたくさんあるところを聞いておるわけです。

○説明員(杉本良吉君) 今申しました。税法上の処分について申しますと、約四割から五割近く救済されておりました。しかし、それは、やはり日本における特殊な事情があるのです。アメリカ等の場合だと、訴願前置は例外でありながら、大いに審査請求のほうが発達しているよう

ます。しかし、そこまで救済率が高くなつたのは、それは、やはりアメリカの行政制度が民主化されてしまつて、なるほどおれは間違つておつたと思つた段では、やはり審査請求を強制していくうよう、そういうことはまだまだ私はいけないと思うのです。行政関係がきちっと民主化すれば、それは私は、行政を通してこいつのもの、相當な理由があると思うのです。そういう意味で、今は法を改正されたのでしょ

うから、その例外を大いに乱用され、原則と例外が反対になつてしまつて、 principioと反対にならぬように、これはひとつ、法務大臣の考え方をちょっとと確かめておきたいわけです。

○國務大臣(植木庚子郎君) 私のほうも、おそらく上司に十分伝えてあるものというように承知しておるということがで、ちょっとと確かめておきたいわけです。

○説明員(杉本良吉君) 今申し上げたとおり、税法上の処分としてはございません。しかし、それは処分によつて非常に救済率といふのは違うわけでございまして、たとえ申しますと、税法上の処分といふようなものになりますと、再調査請求、審査の請求というのがあります。その再調査請求といふのは、確定資料に基づく処分が、最初の段階と審査請求との関連性の問題があるわ

けなんでしてね。これは理屈だけではなくて、私はどっちがいいかということはは、今はまだ遅いという印象があります。それで、第四十四条で、行政訴訟についているように、現行法のもとに置いてあるのは、それは、やはりアメリカの行政制度が民主化されてしまつて、なるほどおれは間違つておつたと思つた段では、やはり審査請求を強制していくうよう、そういうことはまだまだ私はいけないと思うのです。行政関係がきちっと民主化すれば、それは私は、行政を通してこいつのもの、相當な理由があると思うのです。そういう意味で、今は法を改正されたのでしょ

うから、その例外を大いに乱用され、原則と例外が反対になつてしまつて、 principioと反対にならぬように、これはひとつ、法務大臣の考え方をちょっとと確かめておきたいわけです。

○國務大臣(植木庚子郎君) 私のほうも、おそらく上司に十分伝えてあるものというように承知しておるということがで、ちょっとと確かめておきたいわけです。

○説明員(杉本良吉君) 今申し上げたとおり、税法上の処分としてはございません。しかし、それは処分によつて非常に救済率といふのは違うわけでございまして、たとえ申しますと、税法上の処分といふようなものになりますと、再調査請求、審査の請求というのがあります。その再調査請求といふのは、確定資料に基づく処分が、最初の段階と審査請求との関連性の問題があるわ

て見ておられるわけですが、どうしてこういう四十四条のような規定を置いて、ぴしゃりとふたをされてしまったのか、その点をお聞きしたい。

○説明員(杉本良吉君) 四十四条の規定どのは、これは現行の行政事件訴訟特例法の十条の七項の規定をここに移しただけございまして、その趣旨は変わっていないつもりでおります。そこで、なぜ執行停止の規定から特に取りはずして、第五章の補則のところに移したかということになると思いますが、これは、現行法の規定の位置が大体がおかしいじゃないかという意見が多くございまして、現行法は、この十条の七項として、仮処分に関する規定の排除の規定を設けておりますけれども、それは、何も本案が行政事件の取消訴訟であるということになるとじやなくて、行政府の処分については、民事訴訟の仮処分の規定を適用しないわけですから、そういうことになりますと、その本案が、行政事件の場合もありますし、民事事件の場合もある程度のところに移したわけですが、

これは、何といいますか、取り消し訴訟を拝見しておるわけです。したがつて、無効確認等の訴訟につきましては、仮処分の制度は、これは考えられるというような有力な学説が実際上出立の規定としてこういふように書かれますと、一切の行政訴訟がこの対象に入つて参りまして、現在学説、判例上争っているものまでが非常に無理な形で終止符を打たれる。これは私は行政権をかばい過ぎると思うのです。現に本案の審議の過程でも明確になりますと、たとえば義務づけ訴訟の問題、こういう問題も、今後の学説、判

例――現在は少數説であつても、それがどんどん認められていくことを何も本法案の第三条が否定するものじやないといふ。こう言つておるわけですね。それならば、義務づけ訴訟に関連して仮処分といふものはよけいこれは出でてくる可能性はあるわけなんです。民事訴訟法の規定でいう完全な意味での仮処分の規定の適用が妥当かどうかといふことは、これは私は問題があらうと思ふ。とにかく行政府の処分については仮処分を適用しない。そういう趣旨であるとしますならば、これを本法案について申しますと、二十五条のところに引き続いて置くといふのは、むしろおかしいわけでござりますので、補則のところに移したわけですが、制度の趣旨といったしましてわざいございまして、趣旨においては変わりはないというふうに考えます。

○亀田得治君 しかし、從来の学説、判例は、たとえば現行特例法の第一条、「行政府の違法な処分の取消」と書いてある。したがつて、主としてこ

れは、何といいますか、取り消し訴訟といったよくなことが主たる対象と並んで考へられておるよう私に資料を持っておられるのが現状ですね。なつて考へられておるよう私は資料を拝見しておるわけですね。したがつて、無効確認等の訴訟につきましては、仮処分の制度は、これは考えられるというような有力な学説が実際上出立の規定としてこういふように書かれますと、一切の行政訴訟がこの対象に入つて参りまして、現在学説、判例上争っているものまでが非常に無理な形で終止符を打たれる。これは私は行政権をかばい過ぎると思うのです。現に本案の審議の過程でも明確になりますと、たとえば義務づけ訴訟の問題、こういう問題も、今後の学説、判

例――現在は少數説であつても、それがどんどん認められていくことを何も本法案の第三条が否定するものじやないといふ。こう言つておるわけですね。それならば、義務づけ訴訟に関連して仮処分といふものはよけいこれは出でてくる可能性はあるわけなんです。民事訴訟法の規定でいう完全な意味での仮処分の規定の適用が妥当かどうかといふことは、これは私は問題があらうと思ふ。とにかく行政府の処分については仮処分を適用しない。そういう趣旨であるとしますならば、これを本法案について申しますと、二十五条のところに引き続いて置くといふのは、むしろおかしいわけでござりますので、補則のところに移したわけですが、制度の趣旨といったしましてわざいございまして、趣旨においては変わりはないというふうに考えます。

○亀田得治君 しかし、從来の学説、判例は、たとえば現行特例法の第一条、「行政府の違法な処分の取消」と書いてある。したがつて、主としてこ

れは、何といいますか、取り消し訴訟といふことも考へられておるよう私に資料を持っておられるのが現状ですね。なつて考へられておるよう私は資料を拝見しておるわけですね。したがつて、無効確認等の訴訟につきましては、仮処分の制度は、これは考えられるというような有力な学説が実際上出立の規定としてこういふように書かれますと、一切の行政訴訟がこの対象に入つて参りまして、現在学説、判例上争っているものまでが非常に無理な形で終止符を打たれる。これは私は行政権をかばい過ぎると思うのです。現に本案の審議の過程でも明確になりますと、たとえば義務づけ訴訟の問題、こういう問題も、今後の学説、判

例――現在は少數説であつても、それがどんどん認められていくことを何も本法案の第三条が否定するものじやないといふ。こう言つておるわけですね。それならば、義務づけ訴訟に関連して仮処分といふものはよけいこれは出でてくる可能性はあるわけなんです。民事訴訟法の規定でいう完全な意味での仮処分の規定の適用が妥当かどうかといふことは、これは私は問題があらうと思ふ。とにかく行政府の処分については仮処分を適用しない。そういう趣旨であるとしますならば、これを本法案について申しますと、二十五条のところに引き続いて置くといふのは、むしろおかしいわけでござりますので、補則のところに移したわけですが、制度の趣旨といったしましてわざいございまして、趣旨においては変わりはないというふうに考えます。

○亀田得治君 しかし、從来の学説、判例は、たとえば現行特例法の第一条、「行政府の違法な処分の取消」と書いてある。したがつて、主としてこ

れは、何といいますか、取り消し訴訟といふことも考へられておるよう私に資料を持っておられるのが現状ですね。なつて考へられておるよう私は資料を拝見しておるわけですね。したがつて、無効確認等の訴訟につきましては、仮処分の制度は、これは考えられるというような有力な学説が実際上出立の規定としてこういふように書かれますと、一切の行政訴訟がこの対象に入つて参りまして、現在学説、判例上争っているものまでが非常に無理な形で終止符を打たれる。これは私は行政権をかばい過ぎると思うのです。現に本案の審議の過程でも明確になりますと、たとえば義務づけ訴訟の問題、こういう問題も、今後の学説、判

例――現在は少數説であつても、それがどんどん認められていくことを何も本法案の第三条が否定するものじやないといふ。こう言つておるわけですね。それならば、義務づけ訴訟に関連して仮処分といふものはよけいこれは出でてくる可能性はあるわけなんです。民事訴訟法の規定でいう完全な意味での仮処分の規定の適用が妥当かどうかといふことは、これは私は問題があらうと思ふ。とにかく行政府の処分については仮処分を適用しない。そういう趣旨であるとしますならば、これを本法案について申しますと、二十五条のところに引き続いて置くといふのは、むしろおかしいわけでござりますので、補則のところに移したわけですが、制度の趣旨といったしましてわざいございまして、趣旨においては変わりはないというふうに考えます。

○亀田得治君 しかし、從来の学説、判例は、たとえば現行特例法の第一条、「行政府の違法な処分の取消」と書いてある。したがつて、主としてこ

すから、こういう規定というものは元来設けないほうがむしろいいというふうにも言えると思いますが、ただこの法律案では、あのほうに出て参りますように、民衆訴訟であるとか、機関訴訟というような、法律が認めた場合にだけ原告適格がある、こういう建前をとつておりまする訴訟につきまして規定を設けておりますので、いわゆる普通の取り消し訴訟というものはそういうものじやないということを正面から言うために、ここで原告適格の規定を特に設ける、これが一つのこの規定でござりますが、もう一つの理由は、このカッコの中にありますように、「処分又は裁決の効果が期間の経過その他理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。」と、これを実はつまづり書きたかったわけですが、申込しますのは、このカッコの中に入つて申込しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけであります。

○鶴田得治君 だから、ただいまの御答弁からもわかりますように、「法律上の利益」というのは、非常に狭くやはり解釈されておるわけです。それが法律上か、法律上でないかという点で、実際文句のある人がぱんぱんはねられるということは不親切だと思つて、行政行為による権利の侵害、これに対して司法審査をやっていく制度というものをもう根本から変え、そうして行政行為による権利の侵害、これは、そんなに大きな問題じやないですよ。法律家にとっては問題かもしれないが、だから、お前の言うておることは筋が通らぬといつて、最終的にこれは決してあつたらいいので、入口においしますと、議員が懲戒処分を受けた、あるいは除名処分を受けたといつてあるのはよろしくないと思うのですね。行政事件においては、私は特にその点ばかり大事だと思います。これも真しきりに書いたかったわけですが、申込しますのは、その任期満了によってその当該議員は地位を失うことになりますから、裁判所がそれを取り消すという実益はなくなるわけでございます。そういうことから、從来の多くの判決例では、そういう場合にはもはや訴えの利益はないということを下もしくは棄却しているのが普通でござりますけれども、しかし、そ

なりますと、その除名処分が違法であることによつて、その受けた損害を救済されなければならぬという、そういう権利が残っている場合につきましては、もうできなくなるおそれがありますので、それで、そういう場合を救済するため、このカッコの中で、法律上の利益ということを拡大すると申しますか、はつきりさしたと申しますか、そういう必要性からこういう規定を設けることになつたわけであります。

○井川伊平君 この際、法制局長にたゞ一点だけお伺いいたしておきますが、たゞ一点だけお伺いいたしておきます。○國務大臣(植木庚子郎君) ただいまの御指摘の点は、同様に、私もそれを理想として進むべきものと考えております。

○法制局長(斎藤朔郎君) ただいま衆議院の内閣委員会におきまして、行政不服審査法案と、その施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案が審議中でござります。当委員会におきましては、行政事件訴訟法案とその施行に伴う関係法律の整理に関する法律案が付託されております関係にあるわけでございますが、同じ条文を二段がまえで改訂すること、すなわち、甲の法律案と乙の法律案における改正を同一の関係法規の改正をする場合に、第一次の甲法律案による改正の結果を受けて、乙の法律案においては第二次の改正をしておる。こういう関係

うだいぶ先になつております。しかしも十月一日には本院議員の通常選挙が行なわれるわけでございまして、通常選挙が行なわれますれば、国会法二条の三の二項の規定によりまして、新議員の任期の始まります七月八日から三十日以内に臨時国会を召集しなければならぬということは、国会法によつて義務づけられておるわけでございますが、その通常選挙後の臨時国会は、第一のねらいとしては本院の構成をきめるということにあるわけでござりますけれども、国会の権限として臨時国会でありますから、通常国会でありますとしても、変わりはないのでござりますから、その臨時国会において必要な法案の審議ということはなさるわけですが、あるいは審議未了になりますか、あるいは審議未了になれば、次に臨時国会でもう一度同一の法律案が再提出されることとなりましようから、いざれにいたしましても、七月下旬から始まる臨時国会において行政不服審査法の二法案の運命をわかれれば見きわめることができます。しかしもし次の臨時国会で行政不服審査法関係の二法案が成立すれば、この本院に付託になっておりまして、が先に成立して公布されてしまつて足をそろえさえすれば、改正は順調に行なわれるわけでございま

す。もし不幸にして次の臨時国会でも二条の三の二項の規定によりまして、立しそうもないという見通しが確実にありますれば、そのときには、すでに公布されております——おそらく、すでに公布されておりますというのには、きょう本院でこの二法案が成立いたしましたれば、すでに公布されておる状態になつておりますのですから、その後の臨時国会で行政不服審査法関係の法案が成立の見込みがないという見通しに立てば、そのときになつて行政事件訴訟法関係の二法案の施行期日に手当を加えるという方法を取りさえすればいいのでござりますから、本日の段階において、本院に付託されておりましたこの二法案を、行政不服審査法の関係を考えずに成立なされましても、それは法制度上支障ないと存じます。これはすでに、先ほどから何度も申しておりますように、臨時国会が召集義務づけられておるので、その際に関連法案の運命もきめて、それによつて、手当をしていくべきといいう機会がありますが、あるいは審議未了になれば、次に提出されることとなりましようから、いざれにいたしましても、七月下旬から始まる臨時国会において行政不服審査法の二法案の運命をわかれれば見きわめることができます。

**○委員長(松野孝一君)** 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

**○吉田源太郎君** 私は、自由民主党を代表して、両法案に対し賛成の意を表するものであります。

すでに、法案は、現行行政事件訴訟特例法を全面的に改正し、行政事件訴訟手続を統一、一般法として立案されたもので、現在の学説、判例で認められた最大限を盛り込んだ点、また不統一多岐にわたる各種行政法規との関係も整理統一した点において、現行法より段階進歩した立法と認められます。本法案の二十五条による、行政処分によって法律上の利益を侵害された者が、その取り消しを求めて訴えを提起しても、行政処分の効力、処分の執行等は当然には停止しないのであります。しかし、そのままに放置したのでは、訴者に取り返しのつかぬ事態になると思われる場合には、一定の要件のもとに、裁判所は行政処分の効力、処分の執行等を一時停止することができます。しかし、そのままに放置したのでは、提訴者に取り返しのつかぬ事態が生じるとしておるのであります。ところが、本法案二十七条によると、内閣総理大臣が公共の福祉に重大な影響ありと考へる場合、この執行停止に対し異議を述べることを許しておるのであります。日本側は、司法権に側からこの制度を強く持ち出されたのであります。GHQは、裁判所の判断で占領政策が妨害されることをおそれたのであります。

日本側は、司法権に

あつて、行政庁といえども、この裁判のルールに従つて主張すべきものあります。しかるに、二十七条のごとき規定を置き、有無を言わざず裁判を拘束することは、全く筋違いであります。

このようないくつかの制度を存続すること

は、三権分立の國政の基本的秩序を乱す。かかるに、本法案は必ずしもそのためにはつきりした態度をとつていなければなりません。かえつて反対に、行政権のためにはつきりした態度をとつていなければなりません。元来このような制度は、世界中どこにも見られないものであります。行政権優位の戦前の日本の行政裁判制度にすらなかつたものであります。このような制度が現行法によるものであります。この特殊事情に導入されたのは、戦後の特殊事情によるものであります。この制度が現行法で立案いたしました行政事件訴訟特例法は、数種ありますましたが、そのいずれにもこの制度は入つておません。ところが、昭和二十三年二月に入り、国會提出前に、その法について日本側とGHQとの間で意見交換が行なわれたのであります。しかし、その際、GHQは、裁判所の判断によっておこるとしておるのであります。

ところが、昭和二十三年二月に入り、国會提出前に、その法について日本側とGHQとの間で意見交換が行なわれたのであります。しかるに、本法の規定を置き、有無を言わざず裁判を拘束することは、全く筋違いであります。元來このようないくつかの制度を存続すること

は、三権分立の國政の基本的秩序を乱す。かかるに、本法は必ずしもそのためにはつきりした態度をとつていなければなりません。かえつて反対に、行政権のためにはつきりした態度をとつていなければなりません。元来このような制度は、世界中どこにも見られないものであります。行政権優位の戦前の日本の行政裁判制度にすらなかつたものであります。この特殊事情に導入されたのは、戦後の特殊事情によるものであります。この制度が現行法で立案いたしました行政事件訴訟特例法は、数種ありますましたが、そのいずれにもこの制度は入つておません。ところが、昭和二十三年二月に入り、国會提出前に、その法について日本側とGHQとの間で意見交換が行なわれたのであります。しかし、その際、GHQは、裁判所の判断によっておこるとしておるのであります。

ところが、昭和二十三年二月に入り、国會提出前に、その法について日本側とGHQとの間で意見交換が行なわれたのであります。しかるに、本法の規定を置き、有無を言わざず裁判を拘束することは、全く筋違いであります。元來このようないくつかの制度を存続すること

は、即ち抗告の道も開かれておるのであります。

**○井川伊平君** その程度でけつこうです。

**○法制局長(斎藤朝郎君)** それは、先国会の例はやめるといたしまして、ただいま申し上げましたような関係でございませんから、本委員会で議決にならぬとして、その十月一日に四法りましても、法制上支障は起ることない、こういうことでござります。

**○委員長(松野孝一君)** 他に御質疑は

本法案は、現在の行政事件訴訟特例法(以下、単に現行法といふ)にとつてかわるものであります。私たちも、現行法が決して完全なものでないことを認めるのであります。しかし、現行法は戦前の裁判制度を根本的に改め、行政権による侵害に対し国民の権利を擁護するために果たした役割

政上の審査請求との関係であります。御承知のとおり、現行法は原則として訴願前置主義をとっています。すなわち、訴願など、行政庁に対する不服申立ての方法がある場合には、その方法を用いた後でなければ行政訴訟提起できませんとしておるのであります。しかしながら、行政権偏重のわが国の実際で微するに、訴願などの方法で国民の権利が救済されたことは少ないのであり、そこで、本法案は、第八条において、行政上の審査請求と行政訴訟とを同時並行的に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかるとおどりながら、この例外規定を設けたことは、當時の資料によつて明白なのであります。元来、現行法の訴願前置主義の原則も、総理大臣の異議の制度とともに、GHQの要求で成立したものであることは、當時の資料によつて明白なのであります。そこで、本法案は、第三条において、行政上の審査請求と行政訴訟とを同時に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかると言わねばなりません。ところが、これに対し、第八条第一項ただし書きは、本法以外の法律で例外規定を設けて、まず審査請求することを義務づけ得る旨、規定したのであります。これでは、せっかくの改正も台になってしまふおそれがあるのであります。すでに本法案とともに審議されておる行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律等の整理等について見まするに、世界の立法の傾向は、表規方法の差異として軽く見ることができないのであります。すなわち、たゞ一つのものでいふと、新たに第六項を設け、「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうに規定したほうが、はるかに明確であります。このことは、決して單なる関係法律の整理等に関する法律案にのよる例外規定を設けようとする努力するのであることは、今回の第八条だけ書きに関する関係官庁間の交渉を振り返つてみても予想されるのであります。政府は例外が今後ふえないよう努めます。

訴訟とを同時並行的に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかると言わねばなりません。そこで、本法案は、第三条において、行政上の審査請求と行政訴訟とを同時に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかると言わねばなりません。ところが、これに対し、第八条第一項ただし書きは、本法以外の法律で例外規定を設けて、まず審査請求することを義務づけ得る旨、規定したのであります。これでは、せっかくの改正も台になってしまふおそれがあるのであります。すでに本法案とともに審議されておる行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律等の整理等について見まするに、世界の立法の傾向は、表規方法の差異として軽く見ることができないのであります。すなわち、たゞ一つのものでいふと、新たに第六項を設け、「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうに規定したほうが、はるかに明確であります。このことは、決して單なる関係法律の整理等に関する法律案にのよる例外規定を設けようとする努力するのであることは、今回の第八条だけ書きに関する関係官庁間の交渉を振り返つてみても予想されるのであります。政府は例外が今後ふえないよう努めます。

訴訟とを同時に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかると言わねばなりません。ところが、これに対し、第八条第一項ただし書きは、本法以外の法律で例外規定を設けて、まず審査請求することを義務づけ得る旨、規定したのであります。これでは、せっかくの改正も台になってしまふおそれがあるのであります。すでに本法案とともに審議されておる行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律等の整理等について見まするに、世界の立法の傾向は、表規方法の差異として軽く見ることができないのであります。すなわち、たゞ一つのものでいふと、新たに第六項を設け、「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうに規定したほうが、はるかに明確であります。このことは、決して單なる関係法律の整理等に関する法律案にのよる例外規定を設けようとする努力するのであることは、今回の第八条だけ書きに関する関係官庁間の交渉を振り返つてみても予想されるのであります。政府は例外が今後ふえないよう努めます。

訴訟とを同時に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかると言わねばなりません。ところが、これに対し、第八条第一項ただし書きは、本法以外の法律で例外規定を設けて、まず審査請求することを義務づけ得る旨、規定したのであります。これでは、せっかくの改正も台になってしまふおそれがあるのであります。すでに本法案とともに審議されておる行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律等の整理等について見まするに、世界の立法の傾向は、表規方法の差異として軽く見ることができないのであります。すなわち、たゞ一つのものでいふと、新たに第六項を設け、「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうに規定したほうが、はるかに明確であります。このことは、決して單なる関係法律の整理等に関する法律案にのよる例外規定を設けようとする努力するのであることは、今回の第八条だけ書きに関する関係官庁間の交渉を振り返つてみても予想されるのであります。政府は例外が今後ふえないよう努めます。

訴訟とを同時に起工してもよし、あるいはいずれを先にし、あるいはいずれか一つの方法のみをとってもよいとし、国民の自由としたのであります。行政庁が国民の不服申し立てを謙虚に聞いてくれれば、国民は何を好みようか。国民がいずれの道を選ぶかは、今後の行政庁のあり方一つにかかると言わねばなりません。ところが、これに対し、第八条第一項ただし書きは、本法以外の法律で例外規定を設けて、まず審査請求することを義務づけ得る旨、規定したのであります。これでは、せっかくの改正も台になってしまふおそれがあるのであります。すでに本法案とともに審議されておる行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律等の整理等について見まするに、世界の立法の傾向は、表規方法の差異として軽く見ることができないのであります。すなわち、たゞ一つのものでいふと、新たに第六項を設け、「その他行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟」というふうに規定したほうが、はるかに明確であります。このことは、決して單なる関係法律の整理等に関する法律案にのよる例外規定を設けようとする努力するのであることは、今回の第八条だけ書きに関する関係官庁間の交渉を振り返つてみても予想されるのであります。政府は例外が今後ふえないよう努めます。

とは、すでに御承知のとおりであります。

しかるに、これらの事件の処理に

当たる人的機構、物的施設は著しく手

不足、狭隘を告げ、きわめて遺憾の状

態にあります。そこで、この種激増す

る交通犯を迅速適正に処理するた

め、早急に裁判官、検察官その他の関

係職員の増員並びに所要施設の拡張整

備をはかる必要を認め、この決議案を

提案するに至った次第であります。以

て、

○亀田得治君 私は、決議案を二つ提

案をいたします。

○亀田得治君 私は、決議案を二つ提

案をいたしました。

まず、裁判所職員臨時指置法に基づ

く公平委員会の運用に関する決議を朗

読いたします。

裁判所当局は、裁判所職員臨時指

置法に基づく公平委員会の特質に鑑

み、公正を期するため、この委員会

の構成並びに運用に特段の配慮をす

ること。

右決議する。

理由につきましては、すでに関係法

案の審議の際に十分私たち意見も述べ

ましたので、ここでは省略をいたしま

す。裁判所といたしまして、最近

は、非常にこの問題について公正を

期するべく努力をされておることは、

質疑の過程等においても明らかになつ

たわけあります。何分にもこの

制度そのものが、他の行政官庁の職員

の場合と変わった特質を持つておるわ

けであります。それに対する特殊立

法がなさるべくしてなされておらな

い。そういう不自然な状態等にもあり

ますので、今後、そう運用面でひど

つ公正を期するよう努力をしてもらいたい、こういう意味で、この決議案を提案したわけであります。次は、

### 裁判所書記官の代行制度の運営 に関する決議

政府及び裁判所当局は、代行書記

官及び代行調査官が現に担当しつつある事務の質、量に鑑み、これらの勤労意欲、業務能率の向上を図るために可及的速かに左記事項の実現に努力すること。

一、書記官及び調査官の増員並びに之に伴う諸施設の整備を図ること。

二、現行の代行書記官及び代行調査官制度は現在暫定的制度として規定されているが、之なるべく早い機会に本來在るべきかたちに改めること。

右決議する。

若干御説明いたしますと、裁判官の不足という問題は、非常に大きな問題になつております。今まで、国会におさま

っても、臨時司法制度調査会設置法と

いうものまでそのために置かれるとい

うふうに、世間の注目を浴びておるわ

けであります。しかし、裁判所の仕事は、裁判官だけではいけないわけであります。それで一体となつて仕事をしていたらしく書記官、調査官、こういう方々の充実がやはりそれに伴わなければいけないわけでありまして、そういう点が、私たちの基本的な問題と

して考えておる点であります。

○委員長(松野幸一君) お詫びいたし

ます。

ただいま提出されました交通事件の

處理に関する決議案、裁判所書記官の

代行制度の運営に関する決議案及び裁

判所職員臨時指置法に基づく公平委員

会の運営に関する決議案の三決議案

を、いずれも本委員会の決議とするこ

とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(松野幸一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、ただいまの三決議に対する

当局側の所信を聽取いたします。

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいま

御決議になりまし

た三つの決議につき

ましては、政府の直接担当いたします

部分は、もちろんのこと、政府の間接

的いろいろ関係を持つ部分もござい

ますが、こうした点につきましては、

まことに、政府の直接担当いたしま

す。

政府当局といたしまして、御決議の趣

旨を体し、今後も万全の努力をいたし

たい、かように考える次第でございま

なはだ不自然な格好でいまだに残つておるわけであります。これは、来年度の予算におきましては、せひとも

裁判所としての意見を申し上げます。

裁判所としての意見を申し上げます。

全部こういうものがなくなるよう、ひとり努力をしてもらいたい。われわれ法務委員としても、その努力はしなければならないと思いますが、遠からず来年度の予算折衝等も始まるわけであります。今度こそ、ひとつ十分この点について努力をしてほしい。もちろん、昨年は相当努力をされ、成果もあがつておることであります。

これ以上ひとつの努力をしてほしいといふ意味で、この決議案を出した次第であります。

どうかと考えておりましたが、本国会でもきょうまで最終日であります。私は、この席で申し上げることについて、

どうかと考えておりました。これが、この席で申し上げることについて、

どうかと考えておりました。本国会もきょうまで最終日であります。私は、この席で申し上げることについて、

どうかと考えておりました。この席で申し上げることについて、

たことについて、はなはだ私として心残りだと思いますので、この点、政府に御要望申し上げて、政府当局の御見解を御表明いただき、また、委員各位に御要望申し上げて、政府当局の御見解を取られましては、実に長い間いろいろ御支援、御指導下さいましたことに、一つ一つじんでお札を申し上げるとともに、この国会で青少年の問題についての御検討をお願い申し上げながら、政府の強い上程せられて、政府当局の明確な御回答をお読み下さいまして、今後の御検討はないのです。どうぞひとつ、この点をお読み下さいまして、これからはお読み下さいまして、今后の御検討をお願い申し上げながら、政府の強い御熱意を要望する次第です。

○国務大臣(植木庚子郎君) ただいま

の高田なほ子君が、今、三つの決議案があがつておることであります。

関係法律の規定に従いまして、ま

た、ただいまの本委員会の御決議の趣旨にかんがみまして、適正なる司法行

政の運営に努力する所存でございま

す。

関係法律の規定に従いまして、ま

た、ただいまの本委員会の御決議の趣旨にかんがみまして、適正なる司法行

政の運営に努力する所存でございま

す。

関係法律の規定に従いまして、ま

た、ただいまの本委員会の御決議の趣旨にかんがみまして、適正なる司法行

政の運営に努力する所存でございま

す。

関係法律の規定に従いまして、ま

た、ただいまの本委員会の御決議の趣旨にかんがみまして、適正なる司法行

政の運営に努力する所存でございま

す。

関係法律の規定に従いまして、ま

た、ただいまの本委員会の御決議の趣

旨にかんがみまして、適正なる司法行

政の運営に努力する所存でございま

○委員長(松野孝一君) 次に、請願の審査を行ないます。

本委員会に付託されております請願第八七号外二百六十二件の請願を一括議題といたします。

速記をとめて。

○委員長(松野孝一君) 速記を始めで。それでは、暫時休憩いたします。

午後三時四十五分休憩

午後三時五十三分開会

○委員長(松野孝一君) ただいまより法務委員会を開いたします。

ただいま理事会において協議の結果、請願第八七号ほか四十三件の裁判所法附則第三項改正に関する請願、請願第一七〇〇号浦和家庭裁判所独立に関する請願、請願第二〇五三号鹿児島県西之表市に鹿児島地方裁判所支部等川出張所移転拡張に関する請願、以上四十四件は採択したいかがかというふうに話がまとまりましたが、さよう決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。  
○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。  
○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午後三時五十五分散会

認め、さよう決定いたします。

○委員長(松野孝一君) 次に、継続調査要求についてお諮りいたします。

院規則第五十三条により、継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

午後三時五十五分散会

○委員長(松野孝一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。





昭和三十七年五月十八日印刷

昭和三十七年五月十九日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局